・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の架設
・市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

③　専任の主任技術者又は専任の監理技術者が、主たる架設工法以外の実績を有さない場合は、主たる工法以外の施工期間中、以下の要件を満たす専任の技術者を配置すること。
・専任の主任技術者又は専任の監理技術者が実績を有さない架設工法による架設を、平成13年度以降に、専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、完工した実績

④　設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成13年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。
・最小曲線半径250m以下の連続鋼床版箱桁橋の設計

⑸　本工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を全て満たしていること。
①　本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。
④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑺　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当たっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当たっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。
１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定
①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。
②　選定方式
ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。
イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。
③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。
ア　実施設計及び工場製作に対する更なる工夫
イ　現場施工に対する更なる工夫
ウ　周辺環境への配慮に対する更なる工夫

⑵　落札者の選定
①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。
②　選定方式
ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって、入札した他の者のうち、２次評価値が最も高い者を落札者とする。
イ　アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。
③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③と同じとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　総務・経理グループ　吉田　太郎
〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目２番４号　オルトヨコハマ・ビジネスセンター３Ｆ　電話045―439―0706

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札説明書、関連する図面等を競争参加希望者に有償で直接交付する。
①　交付期間　平成23年７月15日（金）から平成23年８月26日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成23年７月15日（金）は午後１時以降とする。
②　交付場所　首都高技術株式会社　企画部企画課　〒105―0001 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号（虎ノ門ＰＦビル３階）　電話03―3578―5757（代表）

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　平成23年７月15日（金）から平成23年８月26日（金）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成23年７月15日（金）は午後１時以降とする。
５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑷　１次最終技術提案書及び工事費内訳書の提出日及び場所　平成23年10月13日（木）午後４時までとする。提出場所は５⑴に同じ。